

第78回 定時株主総会**招集ご通知****開催日時**

平成31年 3月28日（木曜日） 午前10時

開催場所

千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定
の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
に対する業績連動型株式報酬等の額及び
内容決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報
酬決定の件

株 主 各 位

証券コード 6592
平成31年3月8日

千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社
代表取締役社長 **大越博雄**

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、平成31年3月27日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成31年3月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室 |

3. 目的事項

報告事項

1. 第78期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集通知において提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「個別計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>）において掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 平成31年3月28日(木曜日) 午前10時

場所 千葉県松戸市松飛台430番地 マブチモーター株式会社 本社大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成31年3月27日(水曜日) 午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

行使期限 平成31年3月27日(水曜日) 午後5時まで

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（※iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成31年3月27日（水曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- (4) 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

システムに関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話**0120-173-027**（受付時間 午前9:00～午後9:00通話料無料）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本的な方針といたしております。この方針の下、株主配当金につきましては、原則的な算定基準としまして、長期安定的な配当である普通配当として1株につき年30円を継続的に実施し、これに事業成果としての連結純利益の30%（1株当たりに換算）を特別配当として加算することにしております。

当期の年間配当金につきましては、上記の基準に基づく算定結果及び経営環境を総合的に勘案いたしまして、1株当たり135円（普通配当30円、特別配当105円）とさせていただきます、すでに平成30年9月に1株当たり55円（普通配当15円、特別配当40円）の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の期末配当金は、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金80円

(うち 普通配当15円、特別配当65円)

総額 5,379,088,640円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年3月29日

内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化・深化及び将来の成長分野への投資に充当いたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役へ委任することによる意思決定の迅速化を図ることを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除を行うとともに、取締役への権限委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものです。

(2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	<u>(削除)</u>
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条～第12条 (条文省略)	第5条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 会社の取締役は、3名以上11名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠又は増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了する時までとする。</u></p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、3名以上11名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(新 設)	④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
第21条 (条文省略) (取締役会の招集通知)	第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)
第22条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役及び各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役会は、 <u>取締役及び監査役全員の同意</u> があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。	第22条 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役会は、 <u>取締役全員の同意</u> があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。
(取締役会の招集権者及び議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
第23条 (条文省略) ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第23条 (現行どおり) ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が <u>取締役会を招集し、議長</u> となる。
第24条～第25条 (条文省略)	第24条～第25条 (現行どおり) <u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u>
(新 設)	第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は3名以上4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。</u></p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員及び監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除いては、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除いては、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(常勤監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前に各監査等委員に対してこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第32条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除いては、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>第78回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	
1	再任 大越博雄	代表取締役社長 社長執行役員	
2	再任 糸川真人	代表取締役 常務執行役員 品質・環境統括 品質保証本部長 内部統制担当	
3	再任 片山寛太郎	取締役 常務執行役員 事業統括	
4	再任 伊豫田忠人	取締役 グループ執行役員 米州総代表	
5	再任 植西英史	取締役 執行役員 開発本部長	
6	新任 谷口真一	執行役員 製造本部長	
7	再任 御手洗尚樹	社外取締役	社外取締役 独立役員
8	新任 堤和彦		社外取締役 独立役員
9	新任 小野ジョディー		社外取締役 独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 <p>お お こ し ひ ろ お 大越博雄 (昭和36年7月9日生) 再任</p>	昭和59年4月 当社入社 平成2年6月 萬寶至實業有限公司購買課長 平成8年8月 同社総経理室長 平成14年5月 同社董事兼総務部長兼人事部長 平成14年10月 当社経営企画室長 平成15年3月 当社事業基盤改革推進本部副本部長 平成16年1月 当社経営企画部長 平成21年11月 当社執行役員管理本部長 平成23年3月 当社取締役執行役員管理本部長 平成25年3月 当社代表取締役社長・社長執行役員（現在）	10,220株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成25年3月に代表取締役社長に就任以降、豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップにより、当社グループの事業拡大と企業価値の向上に大きく貢献しております。グループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、今後も当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
2	 <p>い と か わ ま さ と 糸川真人 (昭和35年1月29日生) 再任</p>	昭和59年4月 当社入社 昭和60年1月 萬寶至馬達股份有限公司生産技術課 平成3年9月 当社技術本部生産技術部工程設計課 平成14年3月 当社技術部生産技術室製造技術課長 平成17年3月 当社品質保証部長 平成21年11月 当社執行役員品質保証部長 平成25年3月 当社取締役執行役員品質保証部長 平成28年3月 当社取締役執行役員品質保証本部長 平成29年3月 当社代表取締役常務執行役員品質・環境統括品質保証本部長 平成30年3月 当社代表取締役常務執行役員品質・環境統括品質保証本部長内部統制担当（現在）	35,550株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社グループの品質・環境保証全般に関わる企画立案・実行を統括し、また、内部統制担当を兼務するなど、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	 <p>片山 寛太郎 (昭和44年1月23日生)</p> <p>再任</p>	<p>平成3年4月 当社入社 平成17年4月 当社パワーユニットモーター事業部業務管理グループマネジャー</p> <p>平成19年3月 万宝至馬達（江蘇）有限公司総経理 平成26年2月 当社生産本部副本部長 平成26年7月 当社生産本部長 平成27年3月 当社取締役執行役員生産本部長 平成29年3月 当社取締役常務執行役員事業統括（現在）</p>	6,450株
【取締役候補者とした理由】			
当社グループの事業全般に関する企画立案及び実行を統括するなど、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。			
4	 <p>伊 豫田 忠人 (昭和43年11月22日生)</p> <p>再任</p>	<p>平成11年4月 当社入社 平成16年4月 萬寶至實業有限公司総経理室長 平成19年6月 当社経営企画部国際戦略企画グループマネジャー 平成21年11月 当社経営企画部部長補佐 平成22年1月 当社経営企画部長 平成25年3月 当社執行役員管理本部長 平成27年3月 当社取締役執行役員管理本部長 平成30年3月 当社取締役グループ執行役員米州総代表（現在）</p>	7,990株
【取締役候補者とした理由】			
本社及び海外子会社の経営企画部門及び管理部門の統括に携わった後、平成30年3月から米州総代表を務めるなど、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	 <p>植西英史 (昭和35年3月15日生)</p> <p>再任</p>	<p>平成16年3月 当社入社 平成16年10月 当社技術本部製品開発部製品開発三グループマネージャー 平成19年7月 当社技術本部第二製品開発部長 平成25年3月 当社技術本部副本部長 平成27年3月 当社執行役員技術本部副本部長 平成29年3月 当社取締役執行役員開発本部長（現在）</p>	4,674株
<p>【取締役候補者とした理由】 製品開発の統括として製品付加価値向上と新用途・顧客開拓に携わるなど、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
6	 <p>谷口真一 (昭和40年2月16日生)</p> <p>新任</p>	<p>昭和62年4月 当社入社 平成17年4月 当社パワーユニットモーター事業部長補佐 平成25年3月 当社技術本部第二製品開発部長 平成25年12月 万宝至馬達（江蘇）有限公司総経理 平成30年1月 当社開発本部副本部長 平成30年3月 当社執行役員開発本部副本部長 平成30年7月 当社執行役員製造本部長（現在）</p>	5,092株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、主に生産技術及び製品開発における業務に従事し、また、海外子会社の経営に携わるなど、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、新たに取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	 <p>御手洗尚樹 (昭和27年10月30日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>昭和51年4月 株式会社日立製作所入社 平成12年7月 同社労政部長 平成16年4月 同社情報・通信グループ公共システム営業統括本部副統括本部長 平成17年4月 同社グループ戦略本部G－経営戦略部門グループ会社室長 平成18年1月 同社グループ戦略本部グループ会社室長 平成22年4月 同社人財統括本部総務本部長 平成23年4月 同社執行役常務人財統括本部長兼総務本部長 平成26年4月 株式会社日立ハイテクノロジーズ執行役専務CHRO (Chief Human Resources Officer) 兼リスクマネジメント責任者兼CRO (Chief Risk management Officer) 平成27年4月 同社代表執行役執行役副社長 平成28年4月 同社エグゼクティブアドバイザー 平成29年3月 当社社外取締役 (現在)</p>	800株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 株式会社日立製作所及びそのグループ企業の執行役として長年にわたり会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えていることから、経営全般に関して有用かつ適切な助言、提言を期待できると同時に、経営全般の監督機能の強化を図ることができるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			
8	 <p>堤和彦 (昭和27年10月24日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>昭和57年4月 三菱電機株式会社入社 平成18年10月 同社先端技術総合研究所副所長 平成20年4月 同社先端技術総合研究所所長 平成22年4月 同社常務執行役開発本部長 平成26年4月 同社顧問 平成26年4月 金沢工業大学客員教授 (現在) 平成30年4月 三菱電機株式会社特任技術顧問 (現在) 平成31年1月 IEC (International Electrotechnical Commission/国際電気標準会議) 副会長 (現在)</p>	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】 工学博士として専門知識を活かし、三菱電機株式会社において長年にわたり開発部門に携わるとともに、同社常務執行役として会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えていることから、経営全般に関して適切な監督・助言を期待できるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	 <p>おの 小野ジョディー (昭和41年11月7日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>平成17年 6月 スtockホルム商科大学移行経済研究所大学最高執行責任者</p> <p>平成25年 1月 テキサスA & M大学講師</p> <p>平成27年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任講師</p> <p>平成29年11月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任准教授(現在)</p>	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>国内・海外において、大学教育や実務家の育成促進に従事しており、豊富な国際経験と人材育成に関する専門知識と高い見識、人格を兼ね備えていることから、経営全般に関して適切な監督・助言を期待できるものと判断し、新たに社外取締役候補者としたしました。なお、同氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 御手洗尚樹氏、堤和彦氏及び小野ジョディー氏は、社外取締役候補者であります。
3. 御手洗尚樹氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、御手洗尚樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、堤和彦氏及び小野ジョディー氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、御手洗尚樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、堤和彦氏及び小野ジョディー氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏が選任された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	
1	新任 染谷 一幸	常勤監査役	
2	新任 増田 亨	社外監査役 弁護士 増田亨法律事務所所長 株式会社住宅債権管理回収機構 取締役	社外取締役 独立役員
3	新任 浅井 隆	社外監査役 弁護士 第一芙蓉法律事務所パートナー	社外取締役 独立役員
4	新任 唐下 雪絵	公認会計士唐下雪絵事務所所長 フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役	社外取締役 独立役員

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 <p> <small>そめ や かず ゆき</small> 染谷 一幸 (昭和38年12月1日生) 新任 </p>	<p> 昭和61年 4月 当社入社 平成14年 4月 当社経営管理部主計管理課長 平成17年10月 当社管理本部経理部長 平成22年 1月 当社管理本部経営管理部長 平成25年 3月 萬寶至實業有限公司董事総経理 平成28年 3月 当社常勤監査役（現在） </p>	5,400株
<p> 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 当社の経営管理部門及び中国子会社における豊富な経験と実績に加え、平成28年から当社の常勤監査役としての経験と知見を有していることから、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。 </p>			
2	 <p> <small>ます だ とおる</small> 増田 亨 (昭和26年11月9日生) 新任 社外取締役 独立役員 </p>	<p> 昭和54年 4月 弁護士登録 平成元年 4月 増田亨法律事務所所長（現在） 平成19年 6月 株式会社住宅債権管理回収機構取締役（現在） 平成24年 3月 当社社外監査役（現在） </p> <p> (重要な兼職の状況) 増田亨法律事務所所長 株式会社住宅債権管理回収機構取締役 </p>	800株
<p> 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士として企業法務に関する豊富な専門知識と経験（株式会社住宅債権管理回収機構の取締役として会社経営に関与した経験を含む）を有し、企業経営を統治するための十分な見識と人格を兼ね備えており、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。 </p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	 <p>あさ い たかし 浅井 隆 (昭和36年3月17日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>平成2年4月 弁護士登録 平成2年4月 第一芙蓉法律事務所入所（現在） 平成14年4月 慶應義塾大学法学部非常勤講師 平成17年4月 同大学大学院法務研究科（法科大学院）非常勤講師 平成21年4月 同大学大学院法務研究科（法科大学院）教授 平成26年4月 同大学非常勤講師（現在） 平成28年3月 当社社外監査役（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況) 第一芙蓉法律事務所パートナー弁護士</p>	700株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士として法令に関する専門知識と豊富な経験を有し、企業経営を統治するための十分な見識と人格を兼ね備えており、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。</p>			
4	 <p>とっ げ ゆき え 唐下 雪 絵 (昭和41年12月22日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>平成11年5月 公認会計士登録 平成15年2月 公認会計士唐下雪絵事務所所長（現在） 平成19年6月 フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況) 公認会計士唐下雪絵事務所所長 フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役</p>	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 公認会計士として企業会計に関する豊富な専門知識と経験を有するとともに、会計・システムのコンサルティング会社の経営者として会社経営に携わっており、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

-
2. 増田亨氏、浅井隆氏及び唐下雪絵氏は社外取締役候補者であります。
 3. 唐下雪絵氏の戸籍上の氏名は飯島雪絵氏であります。
 4. 増田亨氏及び浅井隆氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって増田亨氏は7年、浅井隆氏は3年となります。
 5. 当社は、増田亨氏及び浅井隆氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、唐下雪絵氏が選任された場合、当社は同氏との間においても同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
 6. 当社は、増田亨氏及び浅井隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、両氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、唐下雪絵氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年3月29日開催の第66回定時株主総会において、固定報酬枠として月額1千5百万円以内、変動報酬枠として各事業年度の連結純利益（利益連動取締役報酬を含まずに算定したもの）の0.7%以内（ただし年額2億円を上限）としてご承認をいただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を、経済情勢の大きな変動を背景とした経営環境の変化に伴い取締役の責務が増大したこと等の諸般の事情を勘案し、年額5億5,000万円以内（うち、社外取締役の報酬等の額は年額5,000万円以内）とすることといたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は8名（うち、社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は9名（うち、社外取締役3名）となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢諸般の事情を勘案し、年額1億800万円以内とすることといたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、平成28年3月30日開催の第75回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、導入いたしました。

今般、本制度が対象としておりました3事業年度（平成28年12月末日で終了する事業年度から平成30年12月末日で終了する事業年度まで）が終了いたしました。平成31年12月末日で終了する事業年度以降についても本制度を継続するにあたって、本制度の内容を一部改定させていただきたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、本制度の対象者は当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案にて同じ。）といたします。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額5億5,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）ならびに第8号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認された場合、5名となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

1. 本制度改定の理由及び本制度改定を相当とする理由

取締役のインセンティブと当社業績及び株主価値との連動性をより明確にすることで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、本制度の継続ならびに改定は相当であると考えております。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役員及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて対象期間（下記(2)に定める。）中に取締役として在任している者に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、対象期間（下記(2)に定める。）終了後の一定時期となります。

(2) 当社が拠出する金員の上限

連続する3事業年度（当初は2019年12月末日で終了する事業年度から2021年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を継続します。

当社は、対象期間ごとに合計600百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得し、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)参照。）の付与を行い、対象期間後に、3事業年度の累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。

なお、当社は、執行役員を対象とする業績連動型株式報酬制度についても本信託において一体的に管理することとしており、別途執行役員に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための信託金を本信託に拠出し、本信託においては、上記の取締役に対して交付等を行う当社株式に加えて、執行役員に対して報酬として交付等を行う当社株式を管理します。

また、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、取締役に対する報酬として合計600百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。当社は別途、延長された信託期間における執行役員に対する報酬としての金銭の追加拠出も行います。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する、取締役に対する交付等の対象となる当社株式及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は600百万円の範囲内とします。

(3) 取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

本信託を通じて取締役に対して交付される当社株式等の数は、一定の算定式に従って、業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントに基づき定まります。

信託期間中の所定の時期に、取締役として在任する者に対して、以下のポイント算定式をもとに算出される取締役の役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」が付与され、3年間累積した「業績連動ポイント」は、対象期間の最終事業年度の目標達成度に基づき、業績連動係数を乗じて「中計ポイント」に転換して付与されます。

対象期間の最終事業年度経過後の所定の時期に、「固定ポイント」の累積値及び「中計ポイント」に応じて当社株式等の交付等が行われます。

【固定ポイント】

役位により定める株式報酬基準額 ÷ 信託期間の開始する事業年度の営業日初日の終値^{*1}

【業績連動ポイント】

役位及び毎事業年度の業績目標達成度により定める金額 ÷ 信託期間の開始する事業年度の営業日初日の終値^{*1}

【中計ポイント】

3年間の累積「業績連動ポイント」 × 業績連動係数^{*2}

※1 信託期間の開始する事業年度の営業日初日の東京証券取引所の終値

※2 業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の業績目標（営業利益等）の達成度に応じて0%～120%の範囲で決定します。

1ポイントは当社普通株式1株とします。

ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

なお、取締役が各対象期間に関して付与を受けることができるポイントの総数の上限は150,000ポイントとします。

対象期間ごとに本信託により取締役に交付される当社株式の総数は、かかる対象期間毎のポイント数の上限に相当する株数（1ポイントあたり1株の場合150,000株）を上限とします。この上限交付株数は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役は、対象期間の最終事業年度の経過後所定の時期に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、信託契約の定めに従い、累計ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株数は切り捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、受益者要件を充足する取締役が対象期間中に退任する場合（自己都合により退任した場合を除く。）においては、退任時までの固定ポイント数に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。また、受益者要件を充足する取締役が取締役の在任中に死亡した場合においては、死亡時までの固定ポイント数に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとし、対象期間中に国内非居住者となった場合は、取締役を死亡した者と同様に取り扱い、その時点までの固定ポイント数に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

なお、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するまで継続保有するものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式に係る報酬等の額は平成30年3月29日開催の第77回定時株主総会において、従来の取締役報酬等とは別枠で、年額60百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）として株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、これまでの取締役に対する譲渡制限付株式に係る報酬額と同様に、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額5億5,000万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）ならびに第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」とは別枠で、年額60百万円以内といたします。

対象取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認された場合、6名となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、これまでの取締役に対する譲渡制限付株式と同数の年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

-
1. 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
 2. 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
 3. 上記1. の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記2. に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記2. に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
 4. 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記3. の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
 5. 上記1. の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当社の取締役会にて定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
 6. 上記5. に規定する場合においては、当社は、上記5. の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
 7. 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

<ご参考> 社外役員独立性基準について

社外役員独立性基準

当社は、社外役員の独立性における基準を定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していない者とみなす。

- (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする業務執行者又は当社グループが主要な取引先とする業務執行者（主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入れ先であって、双方いずれかにおいて、その事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。）
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）多額とは、役員報酬以外で、年間1,000万円以上の金銭や財産上の利益を得ることをいう。
- (4) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者
- (5) 当社の議決権の10%以上を保有する大株主
- (6) 当社グループから年間1,000万円以上の多額の寄付・融資等を受領した者（当該寄付・融資を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- (7) 社外役員の相互就任関係となるほかの会社の業務執行者
- (8) 過去3年間において(2)～(7)のいずれかに該当していた者
- (9) (1)～(8)に該当する者が重要な者である場合において、その者の近親者（配偶者、二等親内の親族又は同居の親族）
重要な者とは、社外取締役を除く取締役、社外監査役を除く監査役、執行役員、理事及び部長以上の上級管理職にある者

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

世界経済は、経済環境への懸念等を背景に、成長が鈍化する展開となりました。米国経済は、雇用環境の継続的な改善を背景に個人消費が拡大し、底堅い成長を持続しました。欧州経済は、堅調な内需が景気を牽引した一方で、輸出が伸び悩んだことにより成長ペースが鈍化しました。我が国経済は、雇用環境の改善に伴う個人消費の拡大及び設備投資の増加により緩やかに拡大しました。新興国経済は、全体としては成長が継続したものの、中国経済の成長ペースに減速が見られました。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、下期後半に欧州及び中国市場において減速が見られました。民生・業務機器市場は、理美容関連機器及び工具用で安定的な需要が持続した一方で、一部の用途で市場縮小が継続しました。

このような景況下、当社グループは、「M&A（企業の合併・買収）による競争力の強化」、「パワーウインドウ用モーター事業の成長加速」、「中・小型電装用モーターの拡販・新用途拡大」、「民生・業務機器用分野における新用途開拓」、「省人化の推進及び“次世代ものづくり”の確立」、「グローバル拠点戦略の推進」を課題に掲げ、取り組んでまいりました。

具体的には、「阪和鋼板加工（江西）有限公司の持分譲渡完了」、「日系自動車メーカー向けパワーウインドウ用モーター次世代標準品の量産開始」、「中国市場向けパワーウインドウ用モーター標準品の拡販」、「新たな自動車電装機器用途における受注の拡大」、「移動体向けブラシレスモーター標準品の多用途展開の加速」、「第3期省人化計画（2017～2019年）の予定どおりの進捗」、「ポーランドマブチの量産開始及びメキシコマブチの生産能力拡大に向けた準備の計画どおりの進捗」、「ベトナムマブチ分工場の着工」、「タイマブチの営業活動開始」など、売上とシェアの拡大、新市場の開拓及び高品質・高効率化の更なる進展に向けた諸施策を積極的に導入・実現し、当期そして将来の事業成長につながる成果を上げることができました。

これらの結果、当期の連結売上高は1,431億1千6百万円（前期比2.6%減）となりました。その大半を占めるモーター売上高は1,430億5千7百万円（前期比2.6%減）であります。

営業利益につきましては、売価・プロダクトミックスの変化、銅・鋼材などの市況品の上昇、ならびにメキシコ工場の生産拡大に伴う製造コストの増加などの減益要因により、212億4千3百万円（前期比11.7%減）となりました。

経常利益は、為替差益が増加したことなどにより248億4百万円（前期比4.0%減）、税金等調整前当期純利益は、当社100%子会社であります萬寶至實業有限公司（香港マブチ）において、不動産の売却に伴う固定資産売却益が発生したことなどにより293億2千3百万円（前期比6.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は229億2千5百万円（前期比12.9%増）となりました。

次に、モーターの用途別市場動向と販売状況についてご説明いたします。

① 自動車電装機器市場

売上高は、1,041億9千6百万円（前期比1.5%減）と減少しました。重点強化事業であるパワーウィンドウ用は、北米大手自動車メーカー向けにて新製品の高トルク標準品が増加したものの、自動車メーカーでの新車種の量産立ち上げの遅れ、中国市場における需要低迷及び新旧モデル切り替え等の影響により減少しました。一方、パーキングブレーキ等の中型電装用途は、全体として堅調に推移しました。小型電装用途では、ドアロック用は微減となりましたが、ミラー、エアコンダンパー及びヘッドライト用等は堅調に推移しました。

② 民生・業務機器市場

売上高は、388億6千万円（前期比5.5%減）と減少しました。理美容関連機器及び工具用が堅調に推移した一方で、インクジェットプリンター及びカーCDプレーヤー用における市場縮小が継続しました。

<連結モーター売上高の用途市場別内訳>

用途市場	第78期（平成30年12月期）	前期比（%）	構成比（%）
	金額（百万円）		
自動車電装機器	104,196	△1.5	72.8
民生・業務機器	38,860	△5.5	27.2
合計	143,057	△2.6	100.0

- (注) 1. 当社グループは、小型モーターに関する単一事業分野において事業活動を展開しており、単一事業部門で組織されているため、事業の種類別セグメントに関連付けた説明は記載しておりません。
2. 当社グループは、モーター売上のほかに若干のモーター部品及び生産設備の売上有るため、連結売上高合計とモーター売上高は一致しておりません。
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資は、マブチモーターポーランドエスパーゾー等の建物建設費用に52億2千8百万円、研究開発設備に4億8千1百万円、IT関連費用に7億1千2百万円、その他モーター生産力増強及び更新用設備等に99億9百万円、合わせて163億3千2百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

重要な取得又は処分はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、世界経済は、引き続き緩やかな拡大が見込まれるものの、経済環境の懸念等から不透明感が増しており、成長率は鈍化するものと見込まれます。先進国においては、米国経済は、通商政策の動向及び政府機関の一部閉鎖による影響に懸念があるものの、内需主導の成長により引き続き堅調に推移するものと見込まれます。欧州経済は、英国のEU離脱交渉及びイタリア財政に対する懸念に加え、ドイツ経済の減速が見込まれ、成長率は鈍化するものと予測されます。我が国経済については、財政刺激策の実施により消費増税の影響が緩和され、引き続き緩やかな成長が見込まれます。新興国経済全体としては緩やかな成長が予測されるものの、中国経済は不透明感が増しており、成長率が更に鈍化するものと見込まれます。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、南米、ロシア及び東南アジア市場の成長が持続するものの、北米、欧州市場の頭打ちに加えて、中国市場の減速が予測されることから、伸び率の鈍化が見込まれます。民生・業務機器市場では、家電機器及び工具の需要が横ばいで推移するものの、事務機器の需要は縮小すると予想しております。

このような経営環境下、当社グループは、次に述べます課題に取り組んでまいります。

① パワーウィンドウ用モーター事業の成長加速

パワーウィンドウ用モーター事業は、中国市場において、変化の激しい環境に素早く対応すべく、統括会社である万宝至馬達（上海）管理有限公司を設立し、販売体制を強化するとともに、新たな標準品への切り替えを加速することでシェア拡大に取り組んでまいります。

欧州においては、2018年に新たに高級自動車メーカーより受注を獲得いたしました。この実績を足掛かりに搭載車種の拡大に取り組んでまいります。また、米国においては、3社目となる北米自動車メーカーからの受注獲得を目指し、米州における販売体制を強化してまいります。

② 中・小型電装用モーターの拡販・新用途拡大

パワーシート及びパーキングブレーキ用等の中型電装用モーターは、自動車の安全性、快適性、経済性の追求を背景として、今後も継続的な市場の拡大が期待できる分野です。競争力の高い用途別標準品により新たなお客様への拡販や新用途開拓に取り組み、売上の拡大を図ってまいります。パワーシート及びドア周辺の新用途においては、受注獲得を目指し新製品の提案・開発を進めてまいります。小型電装用モーターにつきましては、新用途をはじめとする新たな引合いにおいて、当社の強み、市場性、収益性等を判断し、競争力のある新製品を積極的に開発してまいります。

③ 民生・業務機器用分野における新用途開拓

民生・業務機器用分野につきましては、従来の「小型」かつ「ブラシ付」のモーターを主軸とした事業活動に加えて、新用途の開拓に注力し、新たな需要を創造するために、「ブラシレスモーター」の開発と拡販を強化しております。

移動体用ブラシレスモーターにつきましては、既に多くの引合いをいただいております。2019年は、外部リソース等も活用のうえ、対応可能なオプション品の範囲を拡大することで、お客様のご要望にお応えし、多用途展開を推進してまいります。また、高級家電向けに開発したブラシレスモーターにつきましても、積極的な拡販を行ってまいります。さらに、住設用途においては、住宅用電子錠に続く新たなモーター需要が顕在化しております。これらの成長市場につきましても、取り組みを強化してまいります。

④ 省人化及び“次世代ものづくり革新”の推進

3年間で30%超の省人化を目指した第1期（2011年から2013年）及び第2期（2014年から2016年）の省人化計画は、それぞれ計画どおり30%超の省人化を達成し、生産工程の改革が大きく前進いたしました。第3期省人化計画となる2017年から2019年までの3年間についても、2016年比で30%の省人化を実現するという高い目標を引き続き掲げており、3年計画の2年目となる2018年も、初年度と同様に計画どおり前期比10%を超える省人化を達成いたしました。第3期省人化計画の最終年となる2019年度は、既に一部の生産拠点に導入済みの画像処理技術を用いた自動検査機の導入に注力し、計画を達成すべく取り組んでまいります。また、これまでの省人化及び革新的マザーラインへの取り組みを通じて蓄積したノウハウをベースに、品質と生産性を高次で両立する“次世代ものづくり革新”に取り組めます。さらに、生産ラインの各工程における自動化設備を標準化することで、設備投資の抑制を図ってまいります。

⑤ グローバル拠点戦略の推進

ものづくりの在り方の変化や、お客様の工場に近接した立地でのモーター生産ニーズの高まり等を受け、2014年8月にメキシコ合衆国に米州地域において当社初となる生産拠点「メキシコマブチ」を設立、また、2017年1月にはポーランド共和国に、欧州地域における当社初の生産拠点「ポーランドマブチ」を設立いたしました。これらの生産拠点の設立をはじめ、グローバル拠点戦略の整備に取り組んできたことが、近年の変化の激しい外部環境への対応力向上に貢献しております。

2019年は、中国において統括会社である万宝至馬達（上海）管理有限公司を設立し、現地の裁量を拡大することで、中国市場における戦略立案及び管理を迅速に実行可能な体制を整備いたします。これにより、戦略実行の確度とスピードの向上に取り組んでまいります。これをモデルケースとして、引き続き当社グループ各地域における経営・管理機能の強化及び生産体制の見直しを進め、グループ全体の収益力向上に取り組むとともに、中国以外の地域への展開も進めてまいります。加えて、ポーランドマブチの生産準備及びメキシコマブチの工場拡張を計画どおりに進め、グローバルレベルでの地産地消の実現に向け、生産地の最適化に向け取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 (平成27年12月期)	第76期 (平成28年12月期)	第77期 (平成29年12月期)	第78期(当期) (平成30年12月期)
売上高(百万円)	143,143	140,699	146,925	143,116
経常利益(百万円)	27,113	26,135	25,841	24,804
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	18,546	20,598	20,303	22,925
1株当たり当期純利益(円)	266.98	300.70	299.74	341.19
自己資本当期純利益率(%)	8.0	8.8	8.6	9.4
総資産(百万円)	256,196	258,387	269,318	268,246
純資産(百万円)	233,245	232,917	242,179	244,454
自己資本比率(%)	91.0	90.1	89.9	91.1
1株当たり純資産額(円)	3,363.01	3,405.14	3,579.98	3,640.08
1株当たり配当金(円)	110	120	120	135
配当性向(%)	41.2	39.9	40.0	39.6
純資産配当率(%)	3.3	3.5	3.4	3.7

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております(当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております。)
2. 売上高・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益・総資産・純資産の金額は、百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益・1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入し表示しております。
3. 自己資本当期純利益率・自己資本比率・配当性向・純資産配当率は、小数点第1位未満を四捨五入し表示しております。
4. 第78期(当期)の1株当たり配当金・配当性向・純資産配当率は、第78回定時株主総会における剰余金の処分に係る議案が承認可決されることを前提としており、予定の数値であります。
5. 従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、第75期、第76期及び第77期の1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
6. 役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、第76期、第77期及び第78期(当期)の1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
7. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、第76期より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。なお、当該表示の変更を反映させるため、第75期については、「当期純利益」の科目表示の組替えを行っております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
萬 寶 至 實 業 有 限 公 司	HK\$ 千 491,012	% 100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターアメリカコーポレーション	US\$ 千 4,000	100	小型モーター並びに部品の販売
萬 寶 至 馬 達 股 份 有 限 公 司	NT\$ 千 490,600	100	小型モーター部品並びに生産設備の製造及び販売
万 宝 至 馬 達 大 連 有 限 公 司	RMB 千 470,743	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
華 淵 電 機 工 業 股 份 有 限 公 司	NT\$ 千 452,540	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び販売
万 宝 至 馬 達 (江 蘇) 有 限 公 司	RMB 千 293,668	100 (43)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー	EUR 千 715	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	US\$ 千 511	100	小型モーター並びに部品の販売
万 宝 至 馬 達 瓦 房 店 有 限 公 司	RMB 千 57,937	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターベトナムリミテッド	VND 百万 439,737	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び販売
万 宝 至 馬 達 (上 海) 有 限 公 司	RMB 千 4,138	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターダナンリミテッド	VND 百万 1,679,702	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万 宝 至 馬 達 (東 莞) 有 限 公 司	RMB 千 456,165	100 (100)	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び設計開発並びに販売
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	KRW 千 300,000	100	小型モーター並びに部品の販売
万 宝 至 馬 達 貿 易 (深 圳) 有 限 公 司	RMB 千 3,614	100	小型モーター並びに部品の販売

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
万宝至精工（東莞）有限公司	RMB 千 67,999	% 100 (100)	小型モーター部品の製造及び販売
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司	RMB 千 149,371	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万宝至馬達（江西）有限公司	RMB 千 209,124	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターメキシコエスエーデシーバイ	MXN 千 2,226,392	100 (0)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターポーランドエスペーゾー	PLN 千 195,000	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモータータイランドカンパニーリミテッド	THB 千 29,000	100	小型モーター並びに部品の販売

- (注) 1. 「当社の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
2. 当期は、当社からマブチモーターメキシコエスエーデシーバイに対し63億3千4百万円（1,085,061千MXN）、マブチモーターポーランドエスペーゾーに対し39億5千2百万円（120,000千PLN）を追加出資しております。
3. 当期において設立いたしましたマブチモータータイランドカンパニーリミテッドを新たに重要な子会社として記載しております。
4. 万宝至馬達（上海）有限公司は、平成31年1月28日開催の取締役会において、万宝至馬達（上海）管理有限公司に商号を変更し、事業内容を統括会社（管理性公司）に変更することを決議いたしました。

(11) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社24社（うち連結子会社21社）で構成されており、自動車電装機器、民生・業務機器等に使用される小型モーターの製造・販売を主な事業としております。

(12) 主要拠点等 (平成30年12月31日現在)

① 当社 (国内拠点)

事業所名	所在地
本社	千葉県松戸市松飛台430番地
技術研究所	千葉県印西市竜腹寺280番地

② 子会社 (海外主要拠点)

会社名	所在地
(生産・販売拠点)	
華淵電機工業股份有限公司	台湾・新竹県
萬寶至馬達股份有限公司	台湾・高雄市
万宝至馬達大連有限公司	中国・遼寧省
万宝至馬達(江蘇)有限公司	中国・江蘇省
万宝至馬達瓦房店有限公司	中国・遼寧省
マブチモーターベトナムリミテッド	ベトナム・ドンナイ省
マブチモーターダナンリミテッド	ベトナム・ダナン市
万宝至馬達(東莞)有限公司	中国・広東省
万宝至精工(東莞)有限公司	中国・広東省
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司	中国・広東省
万宝至馬達(江西)有限公司	中国・江西省
マブチモーターメキシコエスエーデシーブイ	メキシコ・アグアスカリエンテス州
マブチモーターポーランドエスパーゾー	ポーランド・マウォポルスカ県
(販売拠点)	
萬寶至實業有限公司	中国・香港
マブチモーターアメリカコーポレーション	アメリカ・ミシガン州
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー	ドイツ・フランクフルト市
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	シンガポール
万宝至馬達(上海)有限公司	中国・上海市
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	韓国・ソウル市
万宝至馬達貿易(深圳)有限公司	中国・広東省
マブチモータータイランドカンパニーリミテッド	タイ・バンコク

(13) 従業員の状況 (平成30年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

部門の名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
生産部門	21,887 [293] (1,463)	△483 [283] (△18)
販売部門	249 [1] (－)	11 [－] (－)
技術・開発部門	593 [－] (－)	23 [－] (－)
管理部門	747 [47] (－)	△11 [△8] (－)
合計	23,476 [341] (1,463)	△460 [275] (△18)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 子会社のうち1社は委託加工生産を実施しており、委託加工契約先から派遣され、当社グループで就業する人員を()内数で記載しております。
 3. 臨時従業員の年間平均雇用人員を[]外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
824 [63]	18 [△2]	43.5	18.0

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、子会社等への出向者(113名)を含んでおりません。
 2. 臨時従業員の年間平均雇用人員を[]外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (平成30年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 68,562,462株 (うち自己株式1,323,854株)
- (3) 株主数 24,301名 (前期末比9,425名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
馬 淵 隆 一	5,000,800株	7.4%
公 益 財 団 法 人 マ ブ チ 国 際 育 英 財 団	3,000,000	4.5
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,822,600	4.2
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	2,737,700	4.1
有 限 会 社 プ ル ミ エ	2,068,600	3.1
馬 淵 保	2,050,414	3.0
馬 淵 喬	2,010,600	3.0
テ キ サ ス 株 式 会 社	1,856,000	2.8
株 式 会 社 レ イ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	1,746,000	2.6
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	1,686,600	2.5

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,323,854株) を控除して計算しており、小数点第1位未満を四捨五入し表示しております。
 2. 持株比率の計算上、役員報酬BIP信託が保有する116,386株を含めて計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、平成28年3月30日開催の第75回定時株主総会において、当社の取締役を対象に、中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の中期的な業績との連動性が高い報酬制度 (業績連動型株式報酬制度) の導入を決議し、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用しております。

なお、当期末に「役員報酬BIP信託」の信託口が所有する当該株式数は116,386株であります。

② 自己株式の取得

平成30年2月14日開催の取締役会決議により取得した自己株式

- ・取得した株式の種類及び総数 普通株式 563,500株
- ・取得価額の総額 2,999,865,000円
- ・取得した日 平成30年2月16日より平成30年3月20日まで

③ 自己株式の消却

平成30年2月14日開催の取締役会決議により消却した自己株式

- ・消却した株式の種類及び総数 普通株式 563,500株
- ・消却した日 平成30年4月16日

④ 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、平成30年3月29日開催の第77回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は平成30年3月29日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年4月27日付で取締役（社外取締役を除く）6名及び執行役員6名に対して自己株式9,170株の処分を完了いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

名称	発行決議日	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間
第1回 新株予約権	平成25年 3月28日	290個	当社取締役3名 (社外取締役を除く)	当社普通株式 5,800株 (新株予約権1個につき20株)	新株予約権と引き換えに払い込みを要しない	1株当たり1円	平成25年 5月21日～ 平成45年 5月20日
第2回 新株予約権	平成26年 3月28日	194個	当社取締役3名 (社外取締役を除く)	当社普通株式 3,880株 (新株予約権1個につき20株)	新株予約権と引き換えに払い込みを要しない	1株当たり1円	平成26年 4月22日～ 平成46年 4月21日
第3回 新株予約権	平成27年 3月27日	381個	当社取締役5名 (社外取締役を除く)	当社普通株式 3,810株 (新株予約権1個につき10株)	新株予約権と引き換えに払い込みを要しない	1株当たり1円	平成27年 4月21日～ 平成47年 4月20日
第4回 新株予約権	平成28年 3月30日	651個	当社取締役6名 (社外取締役を除く)	当社普通株式 6,510株 (新株予約権1個につき10株)	新株予約権と引き換えに払い込みを要しない	1株当たり1円	平成28年 4月21日～ 平成48年 4月20日
第5回 新株予約権	平成29年 3月30日	655個	当社取締役6名 (社外取締役を除く)	当社普通株式 6,550株 (新株予約権1個につき10株)	新株予約権と引き換えに払い込みを要しない	1株当たり1円	平成29年 4月21日～ 平成49年 4月20日

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。
2. 平成27年1月1日付で行った1株を2株にする株式分割により、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」は調整されております。
3. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものが含まれております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 越 博 雄	社長執行役員
代 表 取 締 役	糸 川 真 人	常務執行役員 品質・環境統括 品質保証本部長 内部統制担当
取 締 役	高 橋 正	常務執行役員 技術統括 海外拠点特命担当
取 締 役	片 山 寛 太 郎	常務執行役員 事業統括
取 締 役	伊 豫 田 忠 人	グループ執行役員 米州総代表
取 締 役	植 西 英 史	執行役員 開発本部長
取 締 役	橋 本 伊 智 郎	
取 締 役	御 手 洗 尚 樹	
常 勤 監 査 役	染 谷 一 幸	
監 査 役	本 橋 信 隆	公認会計士 公認会計士本橋信隆事務所所長 株式会社ナガワ 社外監査役
監 査 役	増 田 亨	弁護士 増田亨法律事務所所長 株式会社住宅債権管理回収機構 取締役
監 査 役	浅 井 隆	弁護士 第一芙蓉法律事務所パートナー

- (注) 1. 取締役橋本伊智郎氏及び御手洗尚樹氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、上記社外取締役2名を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役本橋信隆氏、増田亨氏及び浅井隆氏は、社外監査役であります。
なお、当社は、上記社外監査役3名を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役染谷一幸氏は、長年にわたり当社の経営管理部門における業務に従事し、さらに当社中国子会社の総経理として経営全般に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役本橋信隆氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
5. 監査役増田亨氏及び浅井隆氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は、戦略的意思決定及び監督機能を取締役に集中し、日常的な業務執行の権限と責任を執行役員に与えることにより、業務執行と監督の双方の機能を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を採用しております。

なお、取締役を兼任しない執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当
中村 剛	執行役員 事業副統括
古谷田 東一	執行役員 事業基盤改革推進本部長
白井 建太郎	執行役員 購買本部長
市川 功	執行役員 営業本部長
谷口 真一	執行役員 製造本部長
芝崎 徹	執行役員 製造本部副本部長
古今 敬之	執行役員 管理本部長
今村 知文	執行役員 経営企画本部長
権 大 勇	グループ執行役員 中国総代表

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2)	391百万円 (19)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	44 (25)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、業績連動型株式報酬制度により、当事業年度において取締役（社外取締役を除く6名）に付与が見込まれるポイントを基礎とした当社株式等の給付見込額57百万円が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬として取締役（社外取締役を除く6名）に付与した譲渡制限付株式35百万円が含まれております。
3. 取締役の支給額には、当事業年度に役員賞与引当金として計上した1億6千1百万円が含まれております。
4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人分給与相当額は2千9百万円（支給人員2名）であります。

② 報酬等の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、グループ経営における取締役、社外取締役及び監査役各々の責任を明確にするとともに、経営の透明性を高め、また業績及び企業価値向上へのインセンティブを高める上で相当であり、かつ優秀な人材を確保・維持できる水準とすることを基本的な方針といたしております。

当社では、取締役の報酬額は、固定枠と変動枠から成るものとし、固定枠については月額1千5百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、変動枠については各事業年度の連結純利益（利益連動取締役報酬を含まずに算定したもの）の0.7%以内（年額上限2億円）、監査役の報酬額（総額限度枠）は、固定枠として月額4百万円以内としております

各取締役の報酬のうち固定枠部分は、各取締役の職位、職務の内容、他社水準、経営環境の変化等を勘案して決定しております。変動枠部分は、一定の業績評価指数による個人の業績評価に基づいて決定いたします。ただし、社外取締役につきましては、業務執行から独立した立場であることから、業績に左右されない固定月例報酬のみといたしております

各監査役の報酬は、社外取締役と同様、業務執行から独立した立場であることから、同じく固定月例報酬のみとしており、監査役の協議により決定されます。

取締役（社外取締役を除く）に対する中期インセンティブとして、平成28年3月に中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。また、役員報酬制度の見直しの一環として、長期インセンティブとなる株式報酬型ストック・オプション制度に代えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することを平成30年3月29日開催の第77回定時株主総会においてご承認をいただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ア. 監査役本橋信隆氏は、株式会社ナガワの社外監査役であります。当社と同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- イ. 監査役増田亨氏は、株式会社住宅債権管理回収機構の取締役であります。当社と同社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- ウ. 監査役浅井隆氏は、第一芙蓉法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		主 な 活 動 状 況
取 締 役	橋 本 伊 智 郎	当事業年度に開催された取締役会30回のすべてに出席いたしました。長年にわたる会社経営者としての豊富な経験から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取 締 役	御 手 洗 尚 樹	当事業年度に開催された取締役会30回のうち28回に出席いたしました。長年にわたる会社経営者としての豊富な経験から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監 査 役	本 橋 信 隆	当事業年度に開催された取締役会30回のうち29回、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。公認会計士としての企業会計監査に関する豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監 査 役	増 田 亨	当事業年度に開催された取締役会30回及び監査役会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
監 査 役	浅 井 隆	当事業年度に開催された取締役会30回のうち29回、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、次のとおりその基本方針を決議しております。

内部統制基本方針

当社グループは、経営ビジョンを確実に履行し、あらゆるステークホルダーの権利と適正な利益の確保に努め、経営理念に基づく社会的使命を果たすことを目的として、次に示すとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備する。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、「マブチ経営ビジョン」（経営理念、経営基軸、経営指針、海外拠点経営指針、行動指針）及び「マブチ倫理規範」を策定し、これを当社グループ全役員及び従業員に冊子、電子メール、社内報、研修等によって周知し、法令及び企業倫理・社会規範の遵守（以下「コンプライアンス」という。）と国際社会への貢献が、当社グループの企業活動の前提であり、企業風土とすることを徹底する。
- b. 代表取締役は、コンプライアンスに係る活動について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定めるとともに、各子会社にコンプライアンス担当役員を設置し、コンプライアンスの確実な履行に必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- c. 代表取締役は、法令・定款及び社会倫理に反する行為又はこれらの疑いある行為について、使用人その他の従業者が、職制を通じた通常の業務遂行における情報伝達ルートによらず、代表取締役に通報、相談することを可能にする制度及びそのためのルート（倫理規範ホットライン）を設ける。
- d. コンプライアンス活動の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、コンプライアンス体制の継続的改善に努めるものとする。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、当該情報の記録方法、保存期間その他の管理方法等に関する社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- b. 取締役及び監査役並びに内部監査部門は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 代表取締役は、事業活動に係る損失の危険（以下「リスク」という。）の管理について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、リスクの適切な管理のために必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- b. 代表取締役は、当社各部門責任者及び子会社の責任者をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、日常の事業活動におけるリスクの認識・評価、リスクへの対応、情報の伝達等に関し、組織横断的な活動を可能にするとともに、リスクの顕在化に備え、当社グループ全体の事業活動を視野に入れた緊急時の連絡・対応体制を整備する。
- c. リスク管理の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとする。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、リスク管理体制の継続的改善に努めるものとする。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令に定める重要な業務執行の決定及び各取締役の業務執行に関する監督を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則を制定し、その適切な運用に努める。
- b. 取締役会の機能を補完し、より機動的、効率的、効果的な業務執行の決定と監督を可能にすることを目的として、主として業務執行役員で構成する役員会議を設置する。
- c. 取締役会及び代表取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、次に示す経営管理システムを構築するとともに、その適切な運用に必要な環境を整備するものとする。

-
- ア. 取締役会は、定期的に当社グループ全体に係る目標、戦略、予算等の中期・短期経営計画を策定し、代表取締役ほか各業務執行役員を通じて、これに基づく業務執行計画を各業務部門に策定、実施させるとともに、その進捗状況、見通しその他の重要な情報について、定期、不定期に報告を求め、経営計画のレビューを実施することで、適時・適切な計画の修正を実施する。
 - イ. 代表取締役は、上記経営管理システムの効果的かつ効率的な運用を可能にするため、業務分掌及び職務・決裁権限を明確にするとともに、社内における情報の共有、伝達、その他の業務の効率化を図るための情報システムの整備に努める。
 - ウ. 各ステークホルダーとのコミュニケーションの円滑化を図り、当社グループに対する理解を促進することにより、ステークホルダーとの適切かつ良好な関係を維持するため、会社情報の管理、開示等について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、重要な会社情報の管理及びその適時・適切な開示のために必要なルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

v 当社及び子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- a. 取締役会及び代表取締役は、経営ビジョンの構成要素として海外拠点経営指針を定め、これを特に海外子会社における業務の適正を確保するための基本的な考え方として、その浸透を図る。
- b. 代表取締役は、子会社の業務執行に関し、生産、販売各子会社責任者会議及び主要部門別グループ責任者会議を設置し、定期的にこれを開催して当社グループ全体の経営計画等の浸透を図るほか、その他のコミュニケーション手段を講じて業務上の情報共有、指示等の伝達を確実かつ効率的に行うものとする。
- c. 取締役会及び代表取締役は、当社の経営管理システムを当社グループ全体に展開するとともに、子会社の業務執行の決定に関する権限等を明確にすることにより、当社グループ経営計画達成に係る業務の効率化と確度の向上を図る。
- d. 代表取締役は、子会社の業務遂行の過程において生じた重要情報の当社に対する報告義務その他子会社管理のために必要なルール、手順を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

- e. 代表取締役は、主要な子会社に内部監査組織を設置させ、定期的な内部監査の実施と当社内部監査部門への結果報告を義務付けるものとする。
- f. 当社内部監査部門及び監査役は、計画的に子会社の内部統制に関する実地監査を実施し、その結果を当社取締役会及び監査役会に報告するものとする。当社取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、グループ全体の内部統制システムの継続的改善に努めるものとする。
- vi 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これに応じるものとする。この場合、当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとする。また、その当該使用人の異動、人事評価、懲戒については、監査役の同意を得るものとする。
- b. 上記の求めが定常的な必要性に基づくものでないときは、監査役は、内部監査部門及びあらかじめ協議の上特定した部門の使用人に対し、必要に応じて監査職務に係る補助業務の実施を依頼することができるものとする。この場合、当該使用人は、依頼された職務の遂行に関して、監査役の指揮命令に従い、取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとし、かつ当該職務遂行の内容については、当該部門における人事評価の対象から除外するものとする。
- vii 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制**
- a. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役会が定める監査役会規則その他の監査業務に係る規程・基準等に従い、その業務の執行に関する情報を監査役に適宜報告するほか、当該規程等にかかわらず、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、内部監査の結果、その他当社及び子会社の業務遂行の過程において生じた重要な事実について、適宜監査役に報告するものとする。
- b. 監査役は、取締役会、役員会議その他の重要な会議に出席できるものとし、代表取締役は、監査役の求めに応じて、会議の開催通知ほか必要な情報を監査役に提供するものとする。また監査役は、必要と認める重要な文書をいつでも閲覧することができるものとする。取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役から業務執行に係る報告や書類等の提出を求められた場合、これを拒むことができないものとする。

-
- c. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、その業務の執行に関し、法令・定款違反又はその疑いのある事実を発見した場合、監査役に対し適宜その内容を報告することができるものとし、代表取締役は、これらを周知するために必要な措置を講じるものとする。また当社は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として当社又は子会社において不利益な取扱いを行わない。

viii 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ix その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役は、監査役職務の執行計画の策定及び監査の実施に関し、内部監査部門との連携を図ることについて配慮するほか、監査が円滑に実施されるよう、監査役職務の要請に対して最大限これに協力し、必要な措置を講じるものとする。
- b. 取締役会は、監査役選任議案の決定に際し、各候補者が監査職務に必要なかつ十分な専門知識を有していること及び社外監査役候補者について十分に独立性が確保されていることを前提とした上、その選出にあたり、監査役職務の意見を重視し同意を得るものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は内部統制の体制整備に努め、リスクマネジメント活動、コンプライアンス活動、監査役監査や内部統制監査活動等において発見された内部統制の不備が取締役及び監査役に定期・不定期に報告され、その適時かつ適正な是正が行われており、継続的にその機能及び効果を高めていく仕組みを構築しております。また、稟議制度や職務権限・業務分掌その他の社内規程を整備し、その適切な運用を図ることにより、業務執行の適切性を確保する一助としております。

② リスク管理に対する取り組み

リスクマネジメント委員会が主体となり、当社グループの事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のある各種リスクについて迅速な情報収集、対応を図るとともに、関係部門に対する支援、社内注意喚起や啓蒙教育を行うなど、組織横断的な取り組みを実施しております。

③ コンプライアンスに対する取り組み

「マブチ倫理規範」を策定し、当社グループ全役員及び従業員に周知し、同規範に基づく継続的な教育を通じて、法令及び企業倫理・社会規範の遵守を徹底しております。また、職制ルートによらず通報、相談できる「倫理規範ホットライン」を整備・運用し、コンプライアンス違反の未然防止に努めております。

④ グループ会社の管理体制

当社の海外グループ会社において、当該拠点国の法令等に基づく機関等及びこれを補完する内部組織によって内部統制を実施するとともに、グループ経営ビジョンを通じてグローバルに企業文化や価値観を共有し、海外拠点経営者会議や各種グループ部門長会議の開催、当社経営監査室によるグループ会社の業務監査の実施等によって、グループ全体の内部統制機能の向上に努めております。

⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営上の重要な意思決定は、当社の経営環境を熟知し業務に精通した社内取締役及び独立社外取締役で構成される取締役会において行っております。取締役会は、経営上の意思決定と取締役の業務執行の監督に関する中心的な機能を果たしており、法令の定めるところにより、重要な業務執行の決定及び重要な業務執行状況の報告を行っております。取締役会において決定された事項は、代表取締役及び各業務執行役員を通じて業務の執行に移されます。取締役会は定期的にこれを開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。

⑥ 監査役の監査の実効性を確保するための体制

独立性の高い社外監査役を含む各監査役は、法令に基づくほか、監査役会で決定した監査基準・方針・計画・業務分担に従い、取締役等の業務執行監査を行っております。具体的には、取締役会、役員会議及びその他の重要会議に出席するほか、重要な業務執行の決定及びその執行に関する書類等を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人に対しこれら書類の提出又は報告を求める方法により、取締役の業務執行を監査・監督しております。また、原則として隔月に1回監査役会を開催し、これに出席するほか、月1回程度、定例的に取締役の業務執行について監査役相互の意見交換や必要な協議を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、取締役会において、次のとおり「株式会社の支配に関する基本方針」を決議しております。

i 株式会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、ブラシ付小型直流モーターのパイオニアとして、「国際社会への貢献とその継続的拡大」という経営理念のもと、独自の製品・技術の開発とグローバル市場での製品供給に努め、適正な利潤の創出と長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。高い志に基づく経営理念、技術、そして企業文化を共有し、業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得などの積極的な利益還元を可能にまいりました。

当社のこれまでの企業経営のあり方や一般に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社にとりまして、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、以下の経営方針を実践し、企業価値の向上と社会的貢献に継続的に取り組む者であるべきと考えます。

- a. 企業を社会的存在と認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努める。
- b. 経営資源の確保とその有効活用により、適正利潤を継続的に創出し、ステークホルダーに対して適切な還元を行う。
- c. 人を最も重要な経営資源と位置付け、働く人々の主体的動機づけを充足させ、組織活力を喚起する。

ii 不適切な支配を防止するための取り組み

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対して、これを防止するための具体的な取り組み（買収防衛策）を定めることはいたしておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、当社として、以下のような必要かつ適切な対応策を講じます。

- a. 社外の専門家を含め、社内チームを構成し、当該取得者の提案内容を、上記の基本方針や株主共同の利益に照らして、慎重に判断いたします。
- b. 当該大量取得が、不適切な者によると判断される場合には、次の要件の充足を前提として、具体的な対抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。
 - ア. 当該措置が基本方針に沿うものであること。
 - イ. 当該措置が当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。
 - ウ. 当該措置が当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(268,246)	(負債の部)	(23,791)
流動資産	181,473	流動負債	18,518
現金及び預金	113,066	支払手形及び買掛金	6,376
受取手形及び売掛金	23,909	未払法人税等	1,812
有価証券	2,500	賞与引当金	265
商品及び製品	25,014	役員賞与引当金	161
仕掛品	998	繰延税金負債	69
原材料及び貯蔵品	9,696	その他	9,832
繰延税金資産	1,570	固定負債	5,273
その他	4,823	株式等給付引当金	117
貸倒引当金	△104	退職給付に係る負債	2,259
固定資産	86,772	資産除去債務	17
有形固定資産	74,025	繰延税金負債	2,519
建物及び構築物	21,661	その他	359
機械装置及び運搬具	30,111	(純資産の部)	(244,454)
工具、器具及び備品	4,519	株主資本	246,318
土地	6,633	資本金	20,704
建設仮勘定	11,099	資本剰余金	20,419
無形固定資産	1,109	利益剰余金	212,594
投資その他の資産	11,637	自己株式	△7,400
投資有価証券	9,208	その他の包括利益累計額	△1,988
長期貸付金	453	その他有価証券評価差額金	2,020
繰延税金資産	450	繰延ヘッジ損益	△37
その他	1,558	為替換算調整勘定	△3,074
貸倒引当金	△33	退職給付に係る調整累計額	△897
資産合計	268,246	新株予約権	124
		負債純資産合計	268,246

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		143,116
売 上 原 価		98,788
売 上 総 利 益		44,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,084
営 業 利 益		21,243
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	614	
受 取 配 当 金	274	
為 替 差 益	1,474	
ス ク ラ ッ プ 材 料 売 却 収 入	1,520	
そ の 他	393	4,277
営 業 外 費 用		
株 式 関 係 費	68	
控 除 対 象 外 消 費 税 等	49	
土 壌 修 復 関 係 費	292	
そ の 他	304	715
経 常 利 益		24,804
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	6,027	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	2	6,030
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	1,237	
臨 時 退 職 金	274	1,511
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		29,323
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,433	
法 人 税 等 調 整 額	△35	6,398
当 期 純 利 益		22,925
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		22,925

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	20,704	20,419	200,713	△7,486	234,351
連結会計年度中の増減額					
剰余金の配当(注)1	-	-	△4,474	-	△4,474
剰余金の配当 (中間配当額)	-	-	△3,698	-	△3,698
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	22,925	-	22,925
自己株式の取得	-	-	-	△3,002	△3,002
自己株式の処分	-	0	-	215	216
自己株式の消却	-	△0	△2,871	2,872	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の増減額合計	-	-	11,881	86	11,967
当 期 末 残 高	20,704	20,419	212,594	△7,400	246,318

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	4,546	△87	4,443	△1,203	7,698	130	242,179
連結会計年度中の増減額							
剰余金の配当(注)1	-	-	-	-	-	-	△4,474
剰余金の配当 (中間配当額)	-	-	-	-	-	-	△3,698
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	-	22,925
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△3,002
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	216
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	△2,526	50	△7,517	306	△9,686	△5	△9,692
連結会計年度中の増減額合計	△2,526	50	△7,517	306	△9,686	△5	2,274
当 期 末 残 高	2,020	△37	△3,074	△897	△1,988	124	244,454

(注) 1. 平成30年3月29日開催の第77回定時株主総会に係る剰余金の処分であります。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〈ご参考〉

連結包括利益計算書 (平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 利 益	22,925
そ の 他 の 包 括 利 益	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,526
繰 延 へ ッ ジ 損 益	50
為 替 換 算 調 整 勘 定	△7,517
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	306
そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	△9,686
包 括 利 益	13,238
(内 訳)	
親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	13,238
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〈ご参考〉

連結キャッシュ・フロー計算書 (平成30年1月1日から平成30年12月31日まで) (単位:百万円)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	29,323
減価償却費	7,994
退職給付に係る負債の増加額	127
受取利息及び受取配当金	△889
為替差益	△134
有形固定資産処分益	△4,790
売上債権の減少額	2,004
たな卸資産の増加額	△4,710
仕入債務の減少額	△207
その他の	△1,410
小計	27,307
利息及び配当金の受取額	857
法人税等の支払額	△7,185
営業活動によるキャッシュ・フロー	20,979
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△2,000
有価証券の売却による収入	2,000
固定資産の取得による支出	△16,524
固定資産の売却による収入	6,033
投資有価証券の取得による支出	△1,162
その他の	△1,082
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,735
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△56
配当金の支払額	△8,170
自己株式の取得による支出	△3,004
自己株式の売却による収入	162
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,069
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△2,571
V. 現金及び現金同等物の減少額	△5,396
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	118,956
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	113,560

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成30年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(166,700)	(負債の部)	(11,651)
流動資産	82,005	流動負債	10,273
現金及び預金	47,009	買掛金	7,238
受取手形	160	未払金	1,056
売掛金	27,486	未払費用	545
有価証券	2,500	未払法人税等	597
商品及び製品	2,577	賞与引当金	265
仕掛品	108	役員賞与引当金	161
原材料及び貯蔵品	1,033	その他	409
繰延税金資産	314	固定負債	1,378
その他	816	株式等給付引当金	200
固定資産	84,695	退職給付引当金	748
有形固定資産	15,501	資産除去債務	17
建物	7,691	繰延税金負債	297
構築物	647	その他	115
機械及び装置	618	(純資産の部)	(155,048)
車両運搬具	5	株主資本	152,941
工具、器具及び備品	485	資本金	20,704
土地	5,991	資本剰余金	20,419
建設仮勘定	61	資本準備金	20,419
無形固定資産	573	利益剰余金	119,216
ソフトウェア	363	利益準備金	3,819
ソフトウェア仮勘定	204	その他利益剰余金	115,397
その他	5	固定資産圧縮積立金	124
投資その他の資産	68,620	別途積立金	170,119
投資有価証券	8,966	繰越利益剰余金	△54,846
関係会社株式	16,096	自己株式	△7,400
関係会社出資金	38,016	評価・換算差額等	1,983
関係会社長期貸付金	5,500	その他有価証券評価差額金	2,020
その他	73	繰延ヘッジ損益	△37
貸倒引当金	△33	新株予約権	124
資産合計	166,700	負債純資産合計	166,700

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		100,931
売上原価		77,329
売上総利益		23,602
販売費及び一般管理費		16,603
営業利益		6,998
営業外収益		
受取利息及び割引料	155	
有価証券利息	7	
受取配当金	7,440	
為替差益	439	
その他	141	8,184
営業外費用		
株式関係費	68	
その他	16	85
経常利益		15,096
特別利益		
固定資産処分益	1	1
特別損失		
固定資産処分損	1,056	1,056
税引前当期純利益		14,041
法人税、住民税及び事業税	2,226	
法人税等調整額	△290	1,935
当期純利益		12,106

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成30年1月1日から平成30年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	20,704	20,419	-	20,419	3,819	129	170,119	△55,913	118,154
事業年度中の増減額									
剰余金の配当(注)1	-	-	-	-	-	-	-	△4,474	△4,474
剰余金の配当(中間配当額)	-	-	-	-	-	-	-	△3,698	△3,698
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	12,106	12,106
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	△0	△0	-	-	-	△2,871	△2,871
固定資産圧縮積立金取崩額	-	-	-	-	-	△4	-	4	-
株主資本以外の項目の事業年度中の増減額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の増減額合計	-	-	-	-	-	△4	-	1,066	1,062
当 期 末 残 高	20,704	20,419	-	20,419	3,819	124	170,119	△54,846	119,216

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△7,486	151,792	4,546	△87	4,458	130	156,382
事業年度中の増減額							
剰余金の配当(注)1	-	△4,474	-	-	-	-	△4,474
剰余金の配当(中間配当額)	-	△3,698	-	-	-	-	△3,698
当期純利益	-	12,106	-	-	-	-	12,106
自己株式の取得	△3,002	△3,002	-	-	-	-	△3,002
自己株式の処分	215	216	-	-	-	-	216
自己株式の消却	2,872	-	-	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の増減額(純額)	-	-	△2,526	50	△2,475	△5	△2,481
事業年度中の増減額合計	86	1,148	△2,526	50	△2,475	△5	△1,333
当 期 末 残 高	△7,400	152,941	2,020	△37	1,983	124	155,048

(注) 1. 平成30年3月29日開催の第77回定時株主総会に係る剰余金の処分であります。
 2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月19日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 成田 智弘 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 楢崎 律子 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マブチモーター株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マブチモーター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月19日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 成田 智弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 檜崎 律子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マブチモーター株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月21日

マブチモーター株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 染 谷 一 幸 ㊞

社 外 監 査 役 本 橋 信 隆 ㊞

社 外 監 査 役 増 田 亨 ㊞

社 外 監 査 役 浅 井 隆 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

株主総会会場ご案内

会 場 千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室
電話047 (710) 1111



交通のご案内

- 北総線（京浜急行線、都営浅草線、京成線直通）ご利用の場合

「松飛台駅」下車徒歩約7分。

- 常磐線・千代田線ご利用の場合

松戸駅乗り換え、新京成線「五香駅」（松戸駅より6つ目）下車、駅西口前から新京成バス「松飛台駅」行き又は「紙敷車庫」行きにて「松飛台駅入口」停留所下車、徒歩約3分。

【ご注意】

◎駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

マブチモーター株式会社

<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。